

担当部局名：内閣府 国民生活局

評価実施時期：平成21年8月

施策名	国民生活政策の推進 【実績評価方式】	政策体系上の位置付け
		国民生活政策
施策の概要	<p>国民生活局は、①国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。②一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。③市民活動の促進に関すること。④個人情報保護に関する基本方針の作成及び推進に関すること。を所掌し、主に以下のような業務を行っている。</p> <p>ア 国民生活に関する調査分析 イ 省資源・省エネルギー型生活の推進 ウ 公益通報者保護の推進 エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進 オ 個人情報保護に関する施策の推進 カ 市民活動の促進 キ 消費者行政の推進（消費者基本計画を含む） ク 消費者契約法の施行 ケ 消費者の安全に係る施策の推進</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） ア 国民生活に関する調査分析 国民生活白書はその時々の国民生活の状況に応じた重要課題をテーマとして設定し、国民生活に関する横断的な問題に対し、経済社会の変化に応じた重点的な分析を行ってきた。平成20年度において、1回の国民生活白書の作成・公表、関係者への説明、国会への情報提供等を行う中で、我が国が消費者が主役の社会に大きく転換していこうとしている流れを「可視化」し、加速させる役割を果たした。また、メディアにも多く取り上げられたことで国民が白書の分析結果に触れる機会が増え、日本という多様な社会について個人が自らの状況を相対的に把握することに繋がった。以上から目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>イ 省資源・省エネルギー型生活の推進 省資源・省エネルギーに関する普及啓発、国民への訴求効果を高めるための普及啓発事業については、「省資源・省エネルギー」HPトップページのアクセス件数が昨年度より約6%増え、目標を達成することができた。</p> <p>ウ 公益通報者保護の推進 公益通報者保護制度に関する情報提供・啓発事業として実施したシンポジウム（1回開催）及び説明会（10回開催）参加者数が合計1,129名となり、昨年（シンポジウム2回開催、説明会開催15回）の参加者合計よりは低下したものの、開催回数、会場の収容人数等を考慮すると、目標は達成することができたと考える。また、情報収集・調査研究事業の一つとして実施した「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」においては、「通報・相談窓口を設置している市区町村の割合」が前回調査の35.5%から目標値である40%を超え、40.1%となったこと等から、目標は達成できたと考える。</p> <p>エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進 円卓会議は、政府だけでは解決できない社会的課題に対し、広範な主体が協働して自ら解決に当たるための新たな“公”の枠組みとして必要性が高く、政策手段としても有効かつ効率的。平成20年度は、各ステークホルダーの実務担当が参加した準備委員会（全5回）にて活発な意見交換を行い、円卓会議の制度設計を共同で進めたほか、各ステークホルダーが円卓会議の参加に向けた自主的なネットワークを形成し、実際に自ら委員候補の選出を行った。この結果、平成20年度内に円卓会議が発足し、協働戦略の策定に向けた検討が開始されたところであり、目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>オ 個人情報保護に関する施策の推進 個人情報保護法制の普及・定着を図るため、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施し、また積極的に国際会議等へ出席し各国と意見交換を行うなど、施策の目標は概ね達成できた。</p> <p>カ 市民活動の促進 特定非営利活動法人は、全国で3万7千法人、内閣府所轄で3千法人を超え、着実に社会に定着してきている。当該法人制度を健全に維持するため、所轄庁として適切に認証・監督業務を実施し、また、特定非営利活動法人の活動基盤の強化、NPOと行政との連携、協働を推進するための肯定的な評価が得られ、目標を概ね達成した。今後も法人数の増加が予想される中で、必要な体制の整備を図り、引き続き認証・監督業務の適切な執行、特定非営利活動法人の活動基盤の強化及びNPOと行政との連携、協働を推進するための環境整備が重要である。</p> <p>キ 消費者行政の推進 消費者政策を効率的に推進するため、消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、消費者政策会議（内閣総理大臣を会長とし、全閣僚及び公正取引委員会委員長が委員）を開催し、計画の進捗状況につき検証・評価・監視を行った。消費者基本計画の進捗状況をみると、これまでの検証・評価・監視によって計画の実効性が確保されるなど、相応の成果を上げてきたと評価することができる。また、平成21年5月に消費者庁関連3法が成立し、消費者を主役とする政府の舵取り役としての消費者庁の創設が決定した。</p> <p>ク 消費者契約法の施行 消費者団体訴訟制度の意義や適格消費者団体の活動、第169回国会における改正の内容が国民一般に広く理解されることを目的として、パンフレット176,700部を適格消費者団体をはじめとして関係各所に配布し、意見交換ミーティングを全国6箇所で開催し、前年度に比べ目標達成に向けて進展があった。</p>	

ケ 消費者安全に係る施策の推進

平成19年9月より、有識者からなる「リコール等に関する研究会」を設置して食品・製品等のリコールに関する分野横断的の指針についての準備的な調査研究を行い、平成20年6月には報告書を取りまとめた。

同報告書も踏まえ、国民生活審議会消費者政策部会消費者安全に関する検討委員会において審議事項の一つとしてリコール制度の検討を行い、平成21年3月31日には「リコール促進の共通指針―消費者の視点から望まれる迅速・的確なリコールのあり方―」を策定した。

(必要性)

ア 国民生活に関する調査分析

近年、国民の価値観が多様化していることを踏まえ、その時々々の国民生活の状況に応じた重要テーマを分析し、その課題の動向や原因を究明し、国民生活政策の形成や議論に資することが重要になっている。また、国民生活について政府の認識を白書として明確に示すことにより、政府の企画立案に資するほか、広く国民一般への重要な情報提供となり、国民生活の重要課題について適切な理解の形成を促すことにつながっている。

イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

我が国の省資源・省エネルギー対策の推進は、石油危機等を契機として開始されたものであるが、昨今においても、人類の生存基盤に関わる地球温暖化問題をはじめ、我が国のエネルギー供給制約等への対応、さらには循環型社会の形成促進等の観点から、国民生活における大量生産・大量消費・大量廃棄型ライフスタイルを変革し、環境と調和したライフスタイルを定着させていくことが喫緊の課題となっている。

本施策は、広く国民に対して省資源・省エネルギー型生活の普及啓発等を行うものであり、かつ対価が得られるものではないため、営利を目的とした民間の企業活動としてではなく、行政が中心となって展開する必要がある。

ウ 公益通報者保護の推進

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになった。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることがないよう、公益通報に関する保護制度が整備されたところである。

公益通報者保護制度は、行政機関、民間事業者、労働者すべてにかかわる新しい制度であり、制度の内容が十分浸透するよう、制度の周知徹底や理解の向上を図る必要がある。

エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

安全・安心で持続可能な社会を築くためには、社会の様々な立場にある組織や個人がその実現のプロセスに参加し、それぞれの役割を果たすことが不可欠である。したがって、政府だけでは解決できない社会的課題に対して、広範な主体が補充し合いながら、協働して自ら解決に当たるための新たな“公”の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供する円卓会議の必要性は極めて高い。

オ 個人情報保護に関する施策の推進

個人情報保護法は、対象となる範囲も広範囲に及ぶことから、内閣府は法の所管官庁として各省庁関係部局等と連携をとりつつ、法の一体的な運用に努めることが求められる。法の全面施行後4年余りを経過し、事業者の取組は進んできているものの、事業者からの個人情報漏えい事案は依然としてみられ、個人情報保護に関する国民の意識が高まる中で、法の解釈の誤解や法の定め以上に情報の提供を控えてしまう状況も一部に見られることから、法の趣旨の正しい解釈の周知徹底を含む法制度の普及・定着を図り、各種媒体を活用した広報・啓発を行うことが必要である。

カ 市民活動の促進

特定非営利活動法人促進法は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を促進するため、その活動を行う非営利団体に簡易な手続きで法人格を取得できる道を開くものとして、議員立法により制定されたものであり、所轄庁である内閣府が法の規定に従って、法人の認証・監督等について、着実な業務を実施することは、制度の信頼性確保のために常に求められているものである。

また、NPOと行政との連携・協働が地域社会で果たす重要性に鑑み、両者が円滑に協働事業を進められるような基盤形成を支援するものである。

キ 消費者行政の推進

消費者政策を効率的に推進するため、消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、消費者政策会議を開催し、計画の進捗状況につき検証・評価・監視を行った。また、国、地方を通じて総合的・機能的な消費者行政を展開するために都道府県等担当課長会議等を開催した。さらに、OECD消費者政策委員会等の場において我が国の重要課題に係るプロジェクトを推進し、その得られた成果を我が国の消費者政策に反映させる等の取組を実施している。また、消費者基本法において、消費者政策の基本理念として消費者の自立支援が規定されたことを受け、消費者教育に係る啓発資料を作成したほか、5月の消費者月間に当たり、各種事業等を実施する等、様々な方法で消費者問題の啓発活動を実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ってきた。これらの取組が今後も継続して行われることにより、消費者行政の推進を図ることが重要である。

ク 消費者契約法の施行

少額かつ同種の被害が多発するという消費者被害の特性にかんがみると、消費者団体訴訟制度が国民に広く理解され、活用されることで消費者被害の拡がりを未然に防止することが可能となる。また、消費者団体訴訟制度は、国民からの情報提供や寄附などの協力により成り立っているものであり、今後より制度が発展していくためにも国民に対する当該制度の普及・啓発活動は不可欠である。

(有効性)

ア 国民生活に関する調査分析

同白書では、①消費者市民社会に向けた消費者・生活者の役割と課題、②消費者政策の経済分析をテーマに現状と課題、今後の方策等について考察している。平成20年版白書公表後、大手全国紙を含む60以上の新聞各紙に記事及び社説等として取り上げられ、その他多くのメディアで報道された。また、消費者問題に関する特別委員会での答弁への引用や、消費者市民社会の在り方が議論される等、多くの国民に対し、問題提起及び議論の材料を提供する役割を果たした。

イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

地球温暖化防止や省エネルギーに対する国民の意識・行動の経年変化をみるための参考指標として、平成20年11月に内閣府が実施した「国民生活モニター調査」(2,000人対象(回収率90.5%))の集計結果をみると、地球温暖化防止のため個人の日常生活において取り組むとする者の割合が98.1%(平成18年調査97.2%、平成19年度調査98.4%)、また日常の買い物の際に、ごみ・資源・エネルギーなど環境のことを考えているとする者の割合が87.6%(平成18年調査85.9%、平成19年度調査89.1%)となっており、ここ数年、環境問題への関心や、地球温暖化防止のため自ら行動しようという意識が高水準で推移している。このことから、「省資源・省エネルギー型生活の推進」のための政策が有効に機能していることを間接的に示しているものと考えられる。

ウ 公益通報者保護の推進

国、都道府県及び市区町村を対象として実施している「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」によると、市区町村における通報・相談窓口の設置率は、平成19年度の35.5%から平成20年は40.1%に上昇した(府省庁、都道府県は前年同の100.0%)。また、平成21年1月から2月に実施した「民間事業者における通報処理制度の実態調査」では、“内部通報制度を導入している”と回答した割合が前回調査(平成19年1～2月)の41.7%から44.3%へ増加、さらに同年1月に実施した「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」では、“法をよく知っている”と回答した者は2.5%、“ある程度知っている”と回答した者が26.1%(前回調査(平成18年3月)では、それぞれ1.7%、20.9%)となっている等、説明会、シンポジウムの開催や広報資料の配付等の周知活動によって、公益通報が浸透してきているであろうと推察される。

また、民間事業者向け調査において、法及び民間事業者向けガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を“いずれも知っている”と回答した事業者では79.5%が導入している一方、“いずれも知らない”と回答した事業者では導入している事業者は9.8%にとどまっていることから、周知活動により法及びガイドラインの認知度を高めることが制度の導入に寄与していると考えられる。

エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

学識経験者を中心とした審議会など従来の政府の意志決定方式では、法令上の義務を超えて各主体の主体の自発的な取組を確保することは不可能。そこで、各主体が自ら選んだ代表が参加し、情報や問題意識を共有するとともに、それぞれの取組についてコミットメントを行う、新たな社会的合意形成の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)を整備することが有効。実際、円卓会議を通じ、各主体が法令上の義務を超えた取組のコミットメントを行う基盤が整備された。

オ 個人情報保護に関する施策の推進

個人情報の適正な取扱いを確保するための各種施策を講じることにより、事業者における個人情報の取扱いの適正化、国民の不安の解消等が図られ、国民が安心してIT社会の便益が受けられる社会の実現、電子商取引などITを活用した事業の一層の発展が期待される。

また、個人情報保護制度の国際的な調和・連携を図ることにより、国民の個人情報の国際的な保護につながることも、我が国企業の国際的な経済活動の活性化にも資する。

カ 市民活動の促進

特定非営利活動促進法の設立申請受理から認証・不認証を4ヶ月以内で行ったことは、自由な社会貢献活動を行う非営利活動団体の確実・迅速な法人化を進めるために有効であったと考えられ、法で義務付けられた事業報告書等の未提出法人への督促状送付も含め、制度全体の信頼性確保にも寄与したと考えられる。

また、NPOと行政との連携・協働を推進するために、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を実施し、この中から優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として事業成果フォーラムにて紹介を行い、肯定的な評価が得られた。

キ 消費者行政の推進

消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、計画の進捗状況につき、消費者政策会議において検証・評価・監視を行ったところ、今後重点的に取り組むこととされた施策のうち、平成19年度に実施するとされたものについては着実に推進されていると評価された。

ク 消費者契約法の施行

パンフレットに関しては簡易版と詳細版を作成して消費者団体訴訟制度の理解度により使い分けられるような配慮をした結果、適格消費者団体や消費者団体からだけでなく一般の方からも取り寄せの連絡をいただくなどして印刷部数の全てを配付することができた。意見交換ミーティングについても、昨年度より参加人数も増えたことなどから消費者団体訴訟制度の普及・啓発に一定の有効性が感じられる。

ケ 消費者安全に係る施策の推進

当指針を策定し、事業者をはじめ、事業者団体、消費者、行政その他関係者の参考に供することをもって、迅速、的確なりコールの促進を図ることが期待される。

(効率性)

ア 国民生活に関する調査分析

同白書では、報告書の印刷及び情報化作業においても一般競争入札により昨年より少額に抑え、経費を削減した。また、国民生活モニター調査、国民生活選好度調査や海外調査結果を活用することにより、効率的に必要なデータを入手し、分析を行うことができた。

イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

国民に対する普及啓発活動を効率的に実施するためには、関係する主体が連携し、幅広い角度から複合的かつ集中的に普及啓発活動を展開することが必要不可欠である。本施策については、従来から、関係する主体（国、都道府県、市町村、消費者団体、環境団体、経済・業界団体、報道・広報関係団体、文化・教育団体、NPO等）が連携し、それぞれの主体が自らの持ち味、人材、ノウハウを有効に活用しつつ、国民への普及啓発活動を複合的かつ集中的に展開してきたところである。また、啓発・広報資材については、極力ホームページを活用することにより、経費削減に努めてきたところである。

ウ 公益通報者保護の推進

説明会、シンポジウムの開催や広報資料の作成、配布にあたっては、一般競争入札に付すことによつてコストの低廉化を図っている。

エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

社会を構成する多様な主体の取組を促進することで、法令執行や財政的措置等の政府の伝統的な政策手段では大きな効果が得られない課題に関しても、比較的小さな行政コストで課題の解決を図ることができる。円卓会議を通じ、経済界、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGOなど各グループに属する極めて多くの主体が、自らのリソースを用いて自発的な取組を行う基盤が整備されている。特に、円卓会議の設立趣意書には各ステークホルダーの代表が署名し、ともに協働戦略を描いていくことに合意しており、従って、少ない行政コストでより実効性の高い取組を実現することが可能となっている。

オ 個人情報保護に関する施策の推進

作業の実施にあたっては、外部協力者の活用、複数の業者からの見積もりの採取により、効率的な施策の推進に努めた。

カ 市民活動の促進

内閣府は特定非営利活動法人の認証・監督を行う所轄庁として、法の適切な執行を行うことが求められる。年々所轄法人が増加し、監督業務も複雑化する中、認証業務については、業務の効率化を図り、目標を達成することができた。事業報告書等の未提出法人への督促状送付については、業務の効率化を図り、目標設定時の遅れを短縮し、達成に向けての進展があった。

また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択にあたっては、請負額の精査を行い、経費削減に努めた。

キ 消費者行政の推進

平成20年度においては、前年度と同等の予算で同等の成果を達成しており、また、広報資料の企画、調査研究等については、外部への請負を積極的に活用するとともに、複数の請負業者から見積もりを採取し、最も廉価な業者に発注するなど経費削減に努めている。

ク 消費者契約法の施行

パンフレットについては簡易版、詳細版のデザイン作成を一括して委託したことにより昨年度と同程度の予算で効率的な作成が可能となった。意見交換ミーティングに関しては昨年の1.5倍程度の予算で2倍の開催ができたため効率的であったと考える。

(反映の方向性)

ア 国民生活に関する調査分析

平成21年9月目処で消費者庁が発足予定であり、国民生活局は消費者庁への移管が決定していることから「国民生活白書」としては平成20年版が最終版となるが、「消費者市民社会への展望」を副題とする本白書は五十有余年の国民生活白書の歴史の中で初めて「消費者」に焦点を当てた分析をしており、その中で消費者被害の経済的損失額の推計、集団的被害救済制度や消費者団体支援の世界的潮流とその重要性を示すなど、その分析等は消費者庁が今後とも経済的分析を行うことで、科学的知見に基づく消費

イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

省資源・省エネルギー型施策の推進については、一定程度の効果がみられることから、業務内容の見直しや業務量の縮小・整理の上、他の施策と統合することとする。

ウ 公益通報者保護の推進

平成20年度の市区町村における通報・相談窓口の設置率は、前年度より増加したものの、40.1%にとどまっている。労働者向け調査では、公益通報者保護法を“よく知っている”又は“ある程度知っている”と回答した者の合計は28.6%となっており、前回調査（平成18年3月、22.6%）に比べると増えているものの、十分浸透しているとは言い難い。また、同調査において、労務提供先の法令違反行為等を知った場合に“通報する”と回答した者の割合は、法の認知度が高いほど“通報する”者の割合が高く、また民間事業者向け調査でも、法及びガイドラインの認知度、制度の導入状況とも、従業員数の多い事業者ほど“知っている”あるいは“導入している”と回答した割合が高いことから、今後一層広範な制度の普及に向け、制度の周知徹底や理解の向上を図る必要があるため、引き続き従来の取組を継続する。

エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

円卓会議は、平成21年3月の第1回総会において、平成22年を目途として、最初の「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定することとし、現在、総会に下に設置した総合戦略部会において、具体的な審議を行っているところである。そこで、引き続き、本施策を推進することで、協働戦略の策定を行い、政府だけでは解決できない社会的課題に対する各主体の自主的な行動を確保していくことが必要。

オ 個人情報保護に関する施策の推進

個人情報保護法は、全面施行後四年余りを経過したところであるが、法の誤解に基づく個人情報の取扱いに対する苦情・相談は依然として多くある。

本制度は、消費者庁に移管されることとなっており、消費者庁が設立された場合には、消費者庁において法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底の対応、国際的な理解を深めるための取組等について検討が行われることになる。

カ 市民活動の促進

- ・特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実にを行う。
- ・地方公共団体とNPOとが円滑に協働事業を進められる基盤づくりの必要性から、平成22年度においても「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を引き続き実施する予定。

キ 消費者行政の推進

消費者トラブルが深刻化・多様化していることを踏まえ、国、地方を問わず、消費者行政担当部局間の連携を十分に図る必要がある。また、消費者の自立を支援するため、教材やパンフレットの作成を行っていく。消費者教育の基盤整備として、消費者教育ポータルサイトの構築をめざす。以上のことから、今後も各施策について引き続き実施し、消費者政策を着実に推進する。

また、消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）に基づき、消費者を主役とする政府の舵取り役となる消費者庁の創設について検討を行い、平成21年5月に消費者庁関連3法が成立し、消費者庁の創設が決定した。

ク 消費者契約法の施行

消費者団体訴訟制度の普及・啓発活動については、今後も法改正が予想され、また適格消費者団体の数や、実績なども増えていくことから継続する。パンフレットに関しては国民にわかりやすいものを作成していき、随時新しい情報を掲載していく。意見交換ミーティングについては適格消費者団体がない地域を中心に行う予定である。

22年度概算要求に関しては広報資料作成・配布は頁数、配付先の見直しを行い削減の方向、意見交換ミーティングに関しては21年度と同額を要求予定である。

【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の設定の考え方】

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
ア①国民生活白書の作成に際して、テーマに即した適切なデータを収集し、分析できたか。 (各種調査を用いて適切に分析)	達成できた	—	国民生活選好度調査、世論調査、海外調査などを活用して適切に分析。	国民生活白書は、毎年、その時々々の国民生活の背景にある重要課題をテーマとして取り上げ、将来の主要課題を先取りするよう問題提起や政策立案の材料提供を行っている。こうした観点から、平成20年版白書は、初めて「消費者」をキーワードとして、本格的に焦点を当て考察したが、テーマに即してデータを収集、分析することが国民生活政策の形成や議論に資する前提となることから目標とした。
ア②同白書公表時における新聞等メディアへの掲載数を平成19年度並みとする。(10件以上)	目標以上の成果を達成できた	10件	62件	毎年、白書公表時に新聞等メディアで取り上げられていることから、20年版白書においても同程度を目標値とした。
ア③同白書に関するHPのアクセス数を平成19年度並みとする。(59,000件以上)	達成に向けての進展はなかった	59,000件	26,287件 (但し、20年版は公表からの期間が例年より浅い。)	毎年、白書公表後には、多くのユーザーからのアクセスがあることから、20年版白書においても同程度を目標値とした。
イ「省資源・省エネルギー」HPトップページのアクセス件数(月平均)(800件以上)	目標以上の成果を達成できた	1286件	1357件	過去2年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ウ①公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムへの参加者数(1,000人以上)	達成できた	2,203人	1,129人	過去の実績値及び開催計画を踏まえて目標値を設定した。
ウ②公益通報・相談窓口を設置している市区町村の割合(40%以上)	達成できた	35.5%	40.1%	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エ①「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」の開催に向けた意見交換会の開催(5回以上)	達成できた	—	5回	円卓会議の発足準備に際しては、実際に参加する主体間の十分な意見交換が不可欠であることから、当該目標を設定した。
エ②「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」の開催(5回以上)	達成に向けて進展があった	—	1回 (総会)	安全・安心で持続可能な社会を築くためには、広範な主体が協働して自ら解決に当たるための新たな“公”の枠組みが必要であることから、当該目標を設定した。
エ③社会的責任の取組促進に関するステークホルダーごとのネットワークの形成(4グループ以上)	達成できた	—	4グループ	広範な主体が協働して自ら解決に当たる枠組みとして円卓会議が機能するためには、各主体が自ら代表を選出し、審議結果を選定するためのネットワークの形成が不可欠であることから、当該目標を設定した。
オ①個人情報保護施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布(1万部)	達成に向けて進展があった	公表、配布(1万部)	公表、配布(3000部)	関係行政機関等において、法の着実な施行のために必要な情報が共有され、具体的な施策が適切に実施されることに有効であるため目標として設定した。
オ②個人情報保護に関する説明会・講演会のアンケートにおいて、説明会等が「有益であった」又は「まあ有益であった」とする評価の割合(80%以上)	目標以上の成果を達成できた	88%	90%	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。

カー①特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間（4ヶ月以内）	達成できた	4ヶ月以内	4ヶ月以内	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。
カー②事業報告書等未提出の特定非営利活動法人への督促状送付未提出法人（平成20年9月末現在）の全てに督促状送付（督促状送付前に提出した法人を除く）	達成に向けて進展があった	—	概ね送付を行った（92%）	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第21条第1項で義務付けられた事業報告書等を提出しない法人に対し督促状を送付することは、法人の適切な監督に資するとともに、特定非営利活動全体の信頼性確保につながることから設定した。
カー③特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合（70%以上）	目標以上の成果を達成できた	—	93%	概ね施策の効果があつたとみなせる水準として設定した。
キー①消費者政策会議（会長：内閣総理大臣、委員：全閣僚＋公取委委員長）の開催数（1回）	達成できた	1回	1回	消費者基本法において、消費者基本計画の実効性確保のために、消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証・評価・監視を行うとされていることから、同会議を開催することにより、消費者基本計画の検証・評価・監視が行われることとなる。
キー②消費者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ（施策の進捗状況の確認）	達成できた	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	消費者基本法において、消費者基本計画の実効性確保のために、消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証・評価・監視を行うとされていることから、同会議を開催することにより、消費者基本計画の検証・評価・監視が行われることとなる。
キー③消費者政策担当課長会議の開催数（6回）	達成に向けて進展があった	5回	4回	消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策担当課長会議を開催しており、関係省庁との連携を図っている。
キー④都道府県等の地方自治体との連絡会議の開催数（7回）	目標以上の成果を達成できた	7回	8回	最近の国の消費者政策の動向等について情報提供を行うと共に、意見交換を実施できる。
キー⑤国際会議の出席数（4回）	目標以上の成果を達成できた	4回	6回	会合に定期的に出席することにより、他の加盟国との関係構築が図られ、情報交換・収集を行えるのみならず、我が国消費者政策について、国際的な理解が得られる。
キー⑥消費者月間の啓発に関するポスターの配布枚数（34,200枚）	達成に向けて進展があった	34,100枚	33,900枚	国民に対し消費者問題に対する理解と自覚を促し、5月が「消費者月間」であることを周知徹底させる。
クー①消費者契約法に関する広報資料の作成・配付（ポスター40,000部、パンフレット80,000部、リーフレット120,000部）	達成に向けて進展があった	パンフレット34,100部、リーフレットは作成せず	パンフレット176,700部、ポスター、リーフレットは作成せず	前年度と同程度の水準を目標とした。
クー②意見交換ミーティングの開催（全国8箇所）	達成に向けて進展があった	3回	6回	開催地に偏りが生じないように、全国8ブロックで開催することを目標とした。
ケ リコール等に関する分野横断的指針の策定（指針の策定）	達成できた	—	20年度内に策定した	「「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）」（平成20年7月25日消費者政策会議了承）を踏まえて設定した。